

毎月15日までの会費納入に、
ご協力をお願いします。

会計 山崎 孝亀



春日井民商だより

春日井民主商工会発行

TEL 0568-81-1482

FAX 0568-81-9756

http://kasugaiminsyo.st1.jp



新型コロナウイルスから商売を守ろう!

新型コロナウイルス 中小業者への影響は深刻

新型コロナウイルスの中小自営業者への影響が深刻化しています。春日井市でも感染者が発生し、民商の会員からも「法事のキャンセルが続いている」(飲食業)、「イベントの中止で出店できず、仕事が入らず2月の売上は4割減。3月はもっと減る」(小売業)、「釘などが手に入らなくなってきた」(建設業)など悲鳴が上がっています。

政策金融公庫の特別貸付やセーフティネット保証など使える制度は活用しよう

3月24日現在、新型コロナで影響を受けた中小業者向けの補助金

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」

個人事業者の場合、直近の売上が前年または前々年同期比で5%以上減少している場合に受けることができます。

- ・実施期間：3月17日(火)～ 期限は未定
- ・融資限度額：6,000万円
- ・返済期間：運転資金15年、設備資金20年(いずれも据置5年)。
- ・金利：当初3年間は0.21%。その期間はいったん利子を支払った後、政府から利子補給される予定です(実質的に無利子)。
- ・担保なし
- ・申込先：日本政策金融公庫

「新型コロナウイルス対策緊急つなぎ資金」

直近1ヶ月の売上が前年または前々年同期比で減少している場合に受けることができます。

- ・実施期間：3月9日(月)～8月31日(月)
- ・融資限度額：運転資金 5000万円
- ・利率：年1.2%
- ・信用保証料：無料(県が全額補助)
- ・据置期間：原則1年
- ・担保なし
- ・申込先：愛知県内の県融資制度取扱金融機関

「セーフティネット保証4号、5号」

4号の場合、最近1か月間の売上が前年同月比で20%以上減少し、その後2か月間を含む3か月間の売上が前年同期比で20%以上減少することが見込まれることが認定要件です。

5号の場合、最近3か月間の売高等が前年同期比で5%以上減少していることが認定要件です。

問合せ先：春日井市役所 経済振興課

詳しくは事務所までお問合せください。

の制度はなく、融資制度のみとなっています。中小自営業者には将来的に返済が必要な融資制度しかありません。助成制度の創設を訴えていく必要がありますが、利用できる制度は利用して苦境を乗り切る必要があります。

日本政策金融公庫は新型コロナウイルスの影響で一時的に業績悪化した事業者向けに、3月17日から無担保かつ実質的に無利子で利用できる「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を開始しました。政策金融公庫に問い合わせたところ、申し込みが殺到しており、今すぐ申し込んでも実行は4月以降になる見込みとのことでした。

また、春日井市でもセーフティ

ネット保証4号、5号などを実施しており、認定のために多数の事業者が来所し大変混みあっているため事前予約が必要な状況です。

また、愛知県も県が信用保証料の全額を補助する「緊急つなぎ資金」制度を8月末まで実施しています。

助成金詐欺にはご用心を!

「新型コロナウイルス対策で助成金が出ます」というFAXが届いたという話も届いています。新型コロナウイルスに便乗した詐欺商法にはくれぐれも騙されないようにしましょう。

不審な郵便物等が届いたら絶対に反応せず、事務所までご連絡ください。

いいもの倶楽部のオリジナル武者人形
写真を元に作ります“すべて手作りです!”

似てるから!
親近感がいつまでも!

五月人形
(武者人形)

いいもの倶楽部人形(西支部会員)
☎0568-81-0918
mail : kita@gf7.so-net.ne.jp
いいもの人形 ← 検索